

退職後の健康保険加入のご案内

※ 健康保険組合や共済組合等の協会けんぽ以外に加入されている方は、各保険者にお問い合わせください。

退職後も保険診療を受けるためには、新たに健康保険へ加入しなければなりません。
次の3つから保険料や給付内容を比較検討のうえ、ご本人で選択された健康保険へ手続きする必要があります。
なお、**在職中の健康保険の資格は退職日まで**です。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きをすること（必着） 	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください 	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があります。ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります（保険料の上限あり） ※都道府県で保険料率が異なるため、在職中と退職後に加入する支部が異なる場合、2倍とならない場合があります 原則2年間変わりません（保険料率の変更等を除きます） ※被扶養者の保険料負担はありません 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 保険料の減免制度があります ※倒産、解雇、雇止などにより離職した場合は保険料が減免されることがあります 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の保険料負担は原則ありません

任意継続の加入期間

任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。
ただし、次の理由に該当する場合は、2年を経過する前に任意継続の資格を喪失します。

- ① 被保険者の方が就職して他の健康保険等の被保険者資格を取得したとき
※同月内で資格を取得・喪失された場合、保険料の返還はされませんのでご注意ください。
- ② 被保険者の方が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
- ③ 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき（申出の翌月1日で資格喪失※）
- ④ 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ⑤ 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ⑥ 被保険者の方が亡くなられたとき

※ ③における資格喪失日は、任意継続の資格を喪失する申出を協会けんぽが受理した日の属する月の翌月1日になります。

協会けんぽの 保険給付

- 医療機関等での窓口負担は、在職中と同様の負担割合です。
- 退職後に傷病手当金および出産手当金の給付対象になるのは、任意継続の加入とは関係なく、在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限りです。

任意継続保険のお手続きの流れ

1. 必要書類を提出【申請者 → 協会けんぽ】

電子申請または郵送で「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書」を提出します。

※被保険者情報欄に「個人番号（マイナンバー）」を記入した場合は、身元確認を行うための添付書類（マイナンバーカードのコピー等）が必要ですご注意ください。

- ① 退職を証明する書類を添付（退職証明書写し、離職票写しなどのいずれか）
※上記書類がなくても手続きできますが、前職事業所の手続き状況等により時間がかかることがあります。
- ② 被扶養者がいる場合は、収入確認や住所を確認できる書類を添付
（→ 被扶養者がいる場合 / →3P）
- ③ 「申出書」と上記①②をお住まいの協会けんぽ都道府県支部に提出
 - ▶ 退職日の翌日（資格喪失日）から**20日以内**（20日目が土日、祝日のときは翌営業日）**必着**
 - ▶ 確実な到着のために、電子申請をおすすめします。（→ 電子申請について / →4P）

2. 書類の審査【協会けんぽ】

電子申請の場合、書類の進捗状況を随時確認できます。

3. 「受理通知書」「資格情報のお知らせ」「納付書」が到着

【協会けんぽ→申請者】

申出書にご記入いただいた住所に、以下の通り送付いたします。

●送付時期

- ・在職時の喪失確認後、**10日程度**

※万が一お手元に届かない場合は、お手数をおかけしますが、協会けんぽにご連絡ください。

●送付物

- ・資格取得受理通知書
- ・資格情報のお知らせ
- ・納付書

※資格情報のお知らせはマイナンバーカードと一緒に保管してください。

※納付書は、記載の納付期限までに納付してください。納付が確認できない場合や納付期限後に納付された場合は、資格が取消となりますのでご注意ください。

※令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関を受診していただく仕組みに移行しました。マイナ保険証を利用できない状況にある場合は、「**資格確認書**」が必要となりますので、「資格確認書交付申請書」をご提出ください。詳しくは協会けんぽホームページよりご確認ください。

★任意継続の資格情報をマイナ保険証に連携するまでお時間をいただいています。

任意継続の取得手続きを完了してから、協会けんぽでマイナンバーとの紐づけ作業を実施するため、作業が完了するまで（**1週間程度**）はマイナ保険証による資格確認ができません。マイナンバーカードへの紐づけが完了していない場合でも、マイナンバーカードとお送りした資格情報のお知らせを医療機関にご提示いただくことで、受診いただけます。

ご不便をおかけしますがご理解・ご協力をお願いいたします。

4. 初回保険料の納付【申請者】

納付書で**納付期限までに必ず**納付してください。（納付書に記載の納付期限を必ずご確認ください。）

- ▶ **期限までの納付がなかった場合、資格取得日にさかのぼって取り消されます。**
- ▶ 口座引落としの場合も、初回は納付書になります。
- ▶ 保険料は加入した月（喪失日の属する月）から発生します。

※ 保険料の日割り計算はありません。

※ 資格取得した月に再就職等で資格喪失になった場合でも、1か月分の保険料がかかります。
お戻しはできませんので、あらかじめご了承ください。

5. 2回目以降の保険料の納付

・納付期限は**毎月10日（土日、祝日のときは翌営業日）**です。期限内に納付がない場合は、納付期限の翌日に**資格を喪失**します。

・納付書は月初めに発送されます。**月の5日ごろまでに到着しないときは、お手数ですが協会けんぽまでご連絡ください。**（→ 納め忘れ防止のために「LINE友だち登録」）

- ▶ 口座引落としを選択した場合でも、後日開始通知が届くまでは納付書での納付となります。
- ▶ 納付書による半年または1年の前納を選択した場合でも、お手続きの時期によっては当初の一定期間毎月の納付になります。

**LINE 友だち
募集中**

季節の健康情報や**任意継続保険料の納付期限**も
毎月お知らせします！納付忘れ防止にぜひ登録を！



友だち追加はこちら



@kenpo_kochi

被扶養者がいる場合

ご家族を扶養家族として手続きを行う場合は、収入条件等があり、収入確認できる書類等が必要です。
また、ご家族を扶養家族として手続きする場合は、申出書裏面の【被扶養者届】被扶養者情報欄へマイナンバーの記入が必要です。

■ 被扶養者になるための条件

- ◆ 被保険者の収入で生計を維持している三親等内の親族である。
- ◆ 年間の収入が130万※円未満である。
※60歳以上または障害厚生年金受給者等の場合は180万円、19歳以上23歳未満（扶養認定を受ける年の12月31日時点）の場合は150万円（被保険者の配偶者を除く）

※別居の場合には、その方の収入を上回る仕送り額が必要です。（仕送り額の確認できる書類が必要）

※同居の場合は被保険者および被扶養者双方の住所が確認できる住民票が必要です。

（在職時から引き続き被扶養者となる場合は省略可）

※被保険者と被扶養者の苗字が異なる場合は、続柄の確認できる戸籍謄本などが必要となります。

（在職時から引き続き被扶養者となる場合は省略可）

■ 収入が確認できる書類

資格取得申出書「記入の手引き」の3ページをご確認ください

具体例以外にも、生計維持を確認する書類が必要な場合があります。

収入を証明する書類（所得証明書、非課税証明書）については、マイナンバーによる情報照会の実施を希望する場合、添付の必要はありません。なお、協会けんぽが照会した結果、所得情報を取得できない場合は添付書類の提出が必要になることがあります。

Q. 事業所を退職したときに、給与から健康保険料が控除されていますが、二重払いではないでしょうか？

退職前の事業所で控除された保険料と任意継続保険の保険料が二重払いになることはありません。

- (例) ・3月30日(月末以外)退職・・・3月31日 資格喪失
勤務先で控除される保険料は2月分まで → 任意継続の保険料は3月から発生
・3月31日(月末)退職・・・4月1日 資格喪失
勤務先で控除される保険料は3月分まで → 任意継続の保険料は4月から発生

なお1回目については、納付書作成のタイミングにより、2か月分以上の保険料が記載される場合があります。

Q. 在職中に交付を受けた限度額適用認定証・特定疾病療養受療証は、そのまま使用できますか？

在職中とは健康保険の記号・番号が変更になるため、引き続きの使用はできません。

- ・「限度額適用認定証」→ マイナ保険証を利用できない方のみ、改めての手続きが必要です。
- ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」(非課税等のとき) → 改めての手続きが必要です。
- ・「特定疾病療養受療証」→ 改めての手続きが必要です。

なお、各申請書の健康保険記号番号の欄は、空白のままご提出ください。

Q. 手続き中に病院を受診できますか？

事務処理中などの理由により加入資格の確認ができない場合は、いったん自費診療(全額負担)となります。

自費診療となった場合は、「資格情報のお知らせ」がお手元に届き次第『療養費(立替払)』の申請をいただくことで、保険診療分の自己負担額を除いた協会けんぽ負担分(医療費の7～8割)を払い戻し致します。


なお、お手続き中であることを病院等にお伝えいただき、その後の対応についてご相談ください。

電子申請について (ご利用可能時間: 平日8時~21時)

PCでもスマホでも

4ステップでカンタン申請

電子申請の利用・詳細については、電子申請特設ページをご確認ください。



協会けんぽ健康保険任意継続の申出書のご提出やお問い合わせは、お住まいの協会けんぽ都道府県支部へお願いいたします。



全国健康保険協会 高知支部

〒780-8501 高知市本町4-1-24 高知電気ビル新館2階

☎ 088-820-6010 (音声案内①) 受付時間 8:30~17:15 (平日)

各種申請書・記入例は協会けんぽのホームページから印刷できます。 [協会けんぽ](#) [検索](#)